

大阪府社会福祉施設等物価高騰対策一時支援金支給要綱

（目的）

第1条 物価の高騰の影響を受けている社会福祉施設等を設置している者等を支援することを目的とし、社会福祉施設等物価高騰対策一時支援金（以下「一時支援金」という。）を予算の範囲内において支給することとし、その支給に関して、「大阪府社会福祉施設等物価高騰対策一時支援金支給規則」（令和4年大阪府規則第3号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（支給の対象）

第2条 規則第2条第1号イに定める基準日は、次の表の左欄に掲げる一時支援金の区分に応じ、同表の右欄に掲げる日とする。

一時支援金の区分	基準日
大阪府社会福祉施設等物価高騰対策一時支援金（第1弾）	令和5年1月1日
大阪府社会福祉施設等物価高騰対策一時支援金（第2弾）	令和5年8月1日
大阪府社会福祉施設等物価高騰対策一時支援金（第3弾）	令和6年1月1日
大阪府社会福祉施設等物価高騰対策一時支援金（第4弾）	令和7年4月1日
大阪府社会福祉施設等物価高騰対策一時支援金（第5弾）	令和8年1月1日
大阪府社会福祉施設等物価高騰対策一時支援金（第6弾）	令和8年9月1日

2 知事は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、一時支援金を支給するものとする。

- （1）基準日に大阪府内において、別表に掲げる施設等（以下「施設等」という。）を設置している者であること。
- （2）基準日において、施設等を休止又は廃止していないこと。

（支給額）

第3条 一時支援金の支給額は別表のとおりとする。

（支給の申請）

第4条 規則第4条に定めるインターネットを利用することによる申請については、大阪府行政オンラインシステムを利用して行うものとする。

2 規則第4条に定める書類は、次の表の左欄に掲げる一時支援金の区分に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。

一時支援金の区分	書類
大阪府社会福祉施設等物価高騰対策 一時支援金（第6弾）	イ 大阪府社会福祉施設等物価高騰対策一時 支援金支給申請書（様式第1号） ロ 各号に掲げるもののほか、知事が必要と 認める書類

- 3 規則第4条に定める期日は、次の表の左欄に掲げる一時支援金の区分に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、郵送で行う場合は、当該期日を過ぎて提出されたものであっても当該期日までの通信日付印が押印されているものは有効とする。

一時支援金の区分	期日
大阪府社会福祉施設等物価高騰対策 一時支援金（第1弾）	令和5年2月15日
大阪府社会福祉施設等物価高騰対策 一時支援金（第2弾）	令和5年10月20日
大阪府社会福祉施設等物価高騰対策 一時支援金（第3弾）	令和6年2月19日
大阪府社会福祉施設等物価高騰対策 一時支援金（第4弾）	令和7年8月31日
大阪府社会福祉施設等物価高騰対策 一時支援金（第5弾）	令和8年3月23日
大阪府社会福祉施設等物価高騰対策 一時支援金（第6弾）	令和8年11月30日

（支給の決定）

- 第5条 知事は、一時支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）から前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて書面の提出を求めるなどした上で、一時支援金を支給すべきと認めたときは、支給の決定をする。

（支給の決定の通知）

- 第6条 知事は、規則第5条の規定により一時支援金の支給を決定したときは、申請者への一時支援金の支払いをもって規則第6条の支給の決定の通知とみなす。
- 2 知事は、規則第5条第1項の審査の結果、一時支援金を支給することが不適當であると認めたときは、理由を付して、様式第2号により申請者に通知するものとする。
- 3 前項の規定による通知は、大阪府行政オンラインシステムを利用して行うことができるものとする。

（届出義務）

- 第7条 規則第5条の規定による一時支援金の支給の決定の通知を受けた者が、規則第2条に定める要件を満たしていないことが明らかになったときは、様式第3号により、速やかに知事に

届け出るものとする。

（支給の決定の取消通知）

第8条 知事は、規則第7条の規定により一時支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消したときは、様式第4号により申請者に通知するものとする。

（調査等）

第9条 知事は、一時支援金の支給に関し、必要な調査を行うことができる。

2 一時支援金の支給を受けようとする又は支給の決定を受けた者は、前項の調査等に応じなければならない。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、一時支援金の支給に関し必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和5年1月16日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和5年3月13日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和5年7月20日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和5年12月22日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和7年6月20日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和7年7月16日から施行し、令和7年7月10日から適用する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和8年2月9日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和8年9月17日から施行する。

別表 対象施設等

サービス種別	区分	施設等	支給額
保護施設	入所系	救護施設 更生施設	施設等の定員数に 2, 100円を乗じ た金額
児童福祉施設等	入所系	乳児院 児童養護施設 児童心理治療施設 母子生活支援施設 児童自立生活援助事業 ファミリーホーム 妊産婦等生活援助事業所 里親（基準日に、児童福祉法第27条第1 項第3号に基づく委託、並びに同法28条 申立て等により一時保護委託を受けてい る者）	施設等の定員数に 2, 100円を乗じ た金額 （ただし、里親は、 基準日時点の委託児 童数に2, 100円 を乗じた金額とす る。）
	通所系	保育所 幼保連携型認定こども園 認可外保育施設（ただし届出除外施設を除 く） 放課後児童健全育成事業所（放課後児童ク ラブ） 幼稚園型認定こども園 保育所型認定こども園 地域型保育事業所（家庭的保育事業、小規 模保育事業、事業所内保育事業） 一時預かり事業所（一般型） 病児保育事業所（病児対応型、病後児対応 型） 幼稚園（ただし幼稚園として施設型給付を 受けない施設を除く） 乳児等通園支援事業所 児童心理治療施設（通所部）	施設等の定員数に 375円を乗じた金 額
	訪問系等	児童厚生施設（児童館） 利用者支援事業所 母子・父子福祉施設 地域子育て支援拠点事業所 児童家庭支援センター 里親支援センター 社会的養護自立支援拠点事業所	5, 500円

		児童育成支援拠点事業 認可外保育施設（ただし届出除外施設及び 居宅訪問型保育事業を実施する施設のう ち個人で活動しているものを除く） 地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業 （ただし個人で活動しているものを除 く）） 一時預かり事業所（居宅訪問型（ただし 個人で活動しているものを除く）） 病児保育事業所（非施設型（訪問型）（た だし個人で活動しているものを除く））	
障害児者施設	入所系	施設入所支援事業所 共同生活援助事業所 福祉型障害児入所施設 短期入所事業所	施設等の定員数に 2, 100円を乗じ た金額
	通所系	生活介護事業所 自立訓練（機能訓練）事業所 自立訓練（生活訓練）事業所 就労移行支援事業所 就労継続支援（A型）事業所 就労継続支援（B型）事業所 児童発達支援事業所 日中一時支援事業所 就労選択支援事業所 盲人ホーム事業所 地域活動支援センター 放課後等デイサービス事業所	施設等の定員数に 675円を乗じた金 額
	訪問系等	居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 自立生活援助事業所 就労定着支援事業所 居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所 相談支援（地域移行・地域定着・計画相談・ 障害児相談）事業所 重度障害者等包括支援事業所 移動支援事業所	5, 500円

		訪問入浴サービス事業所	
介護施設	入所系	介護老人福祉施設（定員３０名以上） 地域密着型介護老人福祉施設（定員２９名以下） 介護老人保健施設 介護医療院 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム） 介護予防認知症対応型共同生活介護事業所 小規模多機能型居宅介護事業所 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 短期入所生活介護事業所 介護予防短期入所生活介護事業所 短期入所療養介護事業所 介護予防短期入所療養介護事業所	施設等の定員数に ２，１００円を乗じた金額
	通所系	通所介護事業所 通所リハビリテーション事業所 介護予防通所リハビリテーション事業所 地域密着型通所介護事業所 認知症対応型通所介護事業所 介護予防認知症対応型通所介護事業所 通所型サービス事業所 その他の生活支援サービス（通所系）事業所	施設等の定員数に ６７５円を乗じた金額

	訪問系等	訪問介護事業所 訪問入浴介護事業所 介護予防訪問入浴介護事業所 訪問リハビリテーション事業所（もっぱら介護サービスのみ提供している者に限る） 介護予防訪問リハビリテーション事業所（もっぱら介護サービスのみ提供している者に限る） 訪問看護事業所（もっぱら介護サービスのみ提供している者に限る） 介護予防訪問看護事業所（もっぱら介護サービスのみ提供している者に限る） 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 夜間対応型訪問介護事業所 居宅介護支援事業所 介護予防支援事業所 訪問型サービス事業所 その他の生活支援サービス（訪問系）事業所 介護予防ケアマネジメント事業所 福祉用具貸与事業所 介護予防福祉用具貸与事業所	5, 500円
--	------	---	---------